

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童・生徒が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童・生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童・生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童・生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、大学、家庭と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育
児童・生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童・生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童・生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。
- 体験活動の推進
集団宿泊学習やボランティア活動等を通して児童・生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

(2) いじめの未然防止

- 授業改善
すべての児童・生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童・生徒が楽しく学べる教育に努める。
- いじめの起きない学校・学級づくり
児童・生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、児童・生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。
- 児童・生徒の主体的活動の充実
学級活動や児童会・生徒会活動等を活用して、児童・生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者の理解や協力を求める。

- インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

(3) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童・生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。
- 自己チェックの活用（5～9年）
児童・生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを生活の記録で行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- アンケートの実施
前期課程では毎月末に、後期課程では教育相談前にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。
- 教育相談体制の充実
学級担任による個別面談（前期課程：5月・12月、後期課程：定期テスト前）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童・生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(4) いじめの早期対応

- 「校内支援会議」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「校内支援会議」による立案、対応により被害児童・生徒を守る。
- 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童・生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(5) いじめによる重大事態 への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。
 - ・重大事態が発生した旨を大学に速やかに報告する。
 - ・調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、大学への調査結果の報告を速やかに行う。
- *「重大事態」とは以下の状況であることを言う（いじめ防止対策推進法 第5章）
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催する。

（構成員）校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当等。

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) 校内支援会議

いじめが起きたとき、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

- (構成員) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等
- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織とする。
- ・いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定する。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な学校での活動を計画、実践する。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議する。
- ・児童・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施する。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行う。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行う。
- ・定期的なアンケートや面談を実施する。
- ・学級活動のための共通資料を作成する。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は校内支援会議を立ち上げる指示を出す。

B 校内支援会議（リーダー：校長）の機能

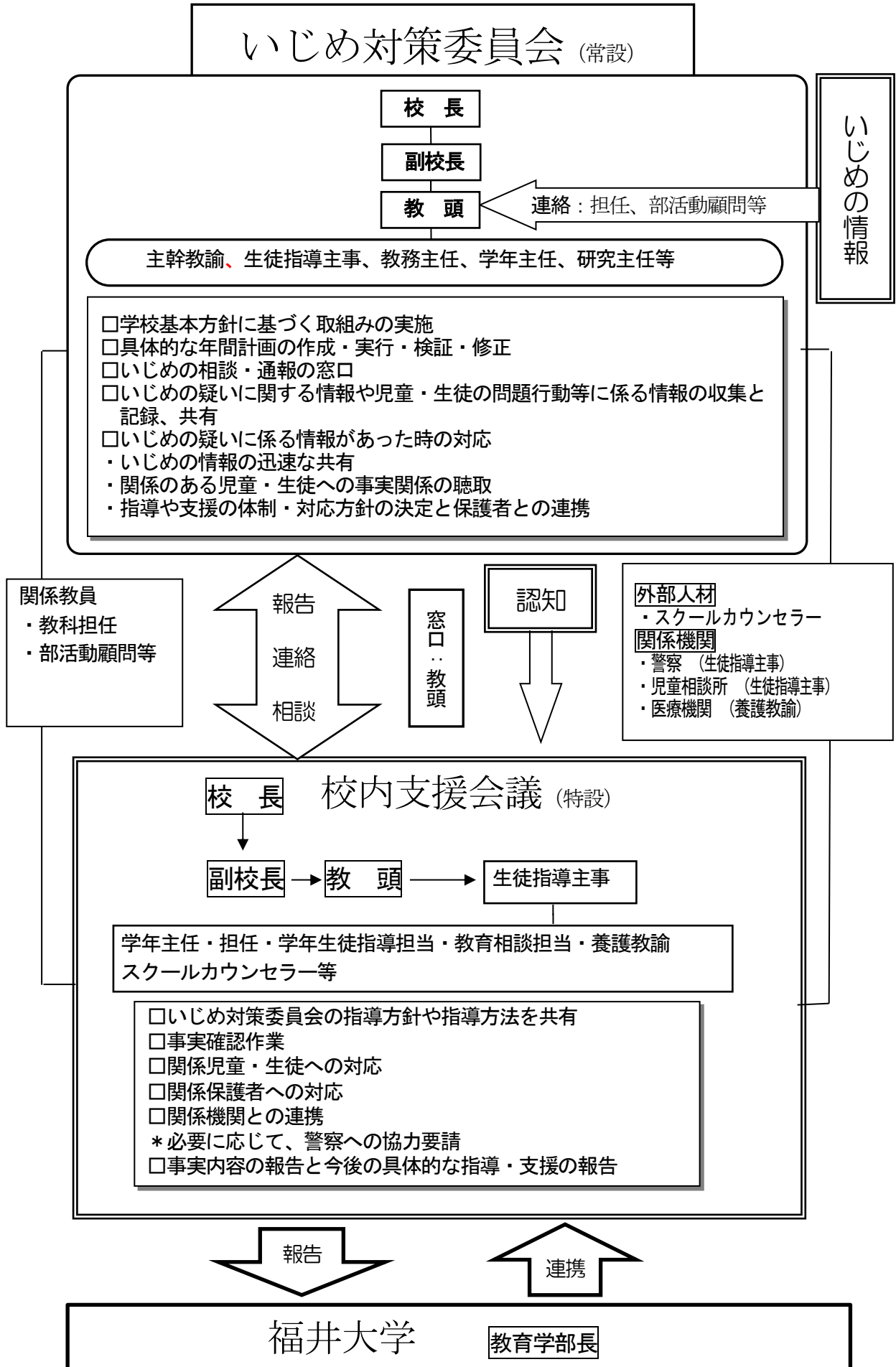
- ・いじめ事案に対する対応策を立案する。
- ・個別面談による情報収集を行う。
- ・継続的な支援を行う。
- ・保護者や地域社会との連携をとる。
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催する。
- ・対応が困難な場合には、スクールカウンセラー等の外部専門家や警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得る。

C 大学・関係機関との連携（リーダー：校長）

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、大学との早急な連携を図る。
- ・いじめの状況について速やかに報告する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- ・いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかに警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携する。
- ・対象の児童・生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携する。
- ・家庭において問題が見られ、児童・生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携する。

【組織図】

福井大学教育学部附属義務教育学校



【いじめ対策の年間行動計画】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		前期課程		後期課程
		1, 2, 3 年生	4, 5, 6 年生	7, 8, 9 年生
4月	いじめ対策委員会 年間を通じ定期的開催 ・基本方針確認 ・年間計画策定	いじめの自己チェック アンケート調査(1)→報告 参考資料・報告様式 インターネット通信の利用ガイド ・新入生対象 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
5月	校内研修 ・道徳教育・人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認			
6月		教育相談週間		
7月	いじめ対策委員会 アンケート状況把握	いじめの自己チェック アンケート調査(2)		
8月				
9月	いじめ対策委員会 夏季休業後の生徒の状況把握			
10月				
11月		人権教育週間 生徒会を中心とした取組み 学年一斉道徳 教育相談週間		
12月	いじめ対策委員会 アンケート状況把握	いじめの自己チェック アンケート調査(3)		
1月	いじめ対策委員会 冬季休業後の生徒の状況把握			
2月		いじめの自己チェック アンケート調査(4)		
3月				